

## 【重要】新型コロナウイルス感染症に関する 入院見舞金の取扱変更について(令和5年5月8日～)

令和5年4月26日

名古屋商工会議所生命共済制度では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、陽性と診断された方が病床の逼迫等の理由で病院への入院ができず、宿泊・自宅療養された場合に「みなし入院」として、入院の解釈を拡大して見舞金のお支払いを行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は重症者の割合が減少し、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあり、政府においても令和5年5月8日より、「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針が決定されました。

こうした状況変化を踏まえ、**名古屋商工会議所生命共済制度では新型コロナ感染による見舞金のお支払い対象を本来の「入院」に戻すことといたしましたのでお知らせいたします。なお、本変更は令和5年5月8日付で実施いたします。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。**

**今後の法令改正やその他社会情勢を踏まえ、必要に応じて更なる見直しを行なう可能性がございます。その場合には、改めてご案内いたします。**

ケース	5月7日以前の陽性	5月8日以降の陽性
5日以上入院された場合	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養された場合	○ お支払い対象	× お支払い対象外

【問い合わせ先】 名古屋商工会議所 共済担当 TEL (052)223-5647